川島桶川資源循環組合工事等執行規程

令和７年５月１９日

訓令第９号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　工事執行伺及び執行通知書（第３条・第４条）

第３章　一般競争入札（第５条―第７条）

第４章　指名競争入札（第８条―第１１条）

第５章　随意契約（第１２条）

第６章　契約の締結（第１３条―第１６条）

第７章　工事の変更（第１７条）

第８章　工事の執行（第１８条―第３９条）

第９章　補則（第４０条・第４１条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、組合が発注する建設工事、設計等の業務の委託の執行について、法令その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　工事　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に定める建設工事をいう。

(2)　設計等の業務　次に掲げる業務をいう。

ア　工事の設計又は施工監理の業務

イ　工事の執行に関連する調査、企画又は立案の業務

ウ　土地の測量の業務（地図の調製を含む。）

エ　計量法（平成４年法律第５１号）に基づく計量証明の業務

オ　土木施設の維持及び管理の業務

カ　建築施設の維持及び管理の業務

キ　その他役務の提供等の業務

(3) 入札執行者　管理者又はその補助職員で、入札執行に関する権限を与えられた者をいう。

(4) 課長　工事の執行に係る予算の執行及び施工監理を主管する課の長をいう。

(5) 監督員　川島桶川資源循環組合契約規則（令和７年川島桶川資源循環組合規則第２０号）第２１条第１項に規定する監督職員をいう。

第２章　工事執行伺及び執行通知書

（工事執行伺）

第３条　課長は、工事を執行しようとするときは、工事執行伺（様式第１号）により決裁を受けなければならない。

（執行通知書）

第４条　課長は、前条の規定により決裁を受けたときは、当該決裁文書の写し、設計図及び仕様書を添付した執行通知書（様式第２号）を総務課長に送付しなければならない。

第３章　一般競争入札

（入札書）

第５条　一般競争入札に参加しようとする者又はその代理人は、入札書（様式第３号）に必要事項を記載し記名押印の上、これを封書にして指定した時間に入札しなければならない。

２　代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

３　入札書は、訂正し、又は引き換えることができない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）委任状を提出しない代理人のした入札

（2）記名又は押印を欠く入札

（3）金額を訂正した入札

（4）誤字、脱字等により金額その他記載事項が明らかでない入札

（5）明らかに連合と認められる入札

（6）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（7）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（入札結果の通知）

第７条　入札執行者は、落札者に書面又は口頭をもって、落札した旨の通知をしなければならない。

２　総務課長は、入札を行ったときは、その結果について速やかに入札・随契結果表（様式第４号）を作成するとともに、入札・随契結果通知書（様式第５号）を課長に送付しなければならない。

第４章　指名競争入札

（指名委員会への諮問）

第８条　総務課長は、第４条の規定により通知された工事を指名競争入札に付そうとするとき、川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会規程（令和７年川島桶川資源循環組合訓令第８号）で定めるものは、川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会に諮らなければならない。

（指名業者の選定）

第９条　総務課長は、指名競争入札を執行しようとするときは、指名業者選定伺（様式第６号）により決裁を受けなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第１０条　第５条から第７条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

（再度入札）
第１１条　指名競争入札の結果、落札者がない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
２　再度入札は、１回限りとする。
３　入札執行者は、再度入札に当たり、前回の入札における最低入札金額を入札者全員に告げなければならない。

第５章　随意契約

（随意契約）
第１２条　第７条第２項の規定は、課長が随意契約をして工事を執行するときに準用する。ただし、入札・随契結果通知書の送付を除くものとする。
２　第９条の規定は、課長が随意契約をして工事を執行するときに準用する。ただし、軽微なものについては、工事執行伺の決裁でこれに代えることができる。

第６章　契約の締結

（支出負担行為）
第１３条　課長は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第１号に規定する金額を超える工事請負契約を締結しようとするために川島桶川資源循環組合予算規則（令和７年川島桶川資源循環組合規則第２２号）第１８条に規定する支出負担行為決議票により決裁を受けたときは、その旨を総務課長に通知するものとする。
（契約の保証）
第１４条　管理者は、工事請負契約を締結しようとするときは、当該契約の相手（以下「受注者」という。）に対し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付することを請求しなければならない。
(1)　契約保証金の納付
(2)　川島桶川資源循環組合契約規則第４条第３項から第５項までに規

定する有価証券の提供

(3) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条の金融機関をいう。）の保証

(4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 履行保証保険契約の締結

２　請負代金額が５００万円未満の工事であって、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定を適用しないことができる。

(1) 当該契約の相手方が過去２年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（保証人）

第１５条　管理者は、第２条第２号アからキまでに規定する業務（以下「委託業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方（以下「受託者」という。）に代わって委託業務の履行を確保する必要があると認めるときは、受託者に対し、保証人を立てさせることができる。

２　前項の保証人は、川島町及び桶川市の競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該契約を締結する者と同程度の契約を履行したことのある者で、かつ、管理者が適当と認めたものでなければならない。

（契約書、請書）

第１６条　工事請負契約は、設計図、仕様書その他関係書類（以下「設計

図書」という。）を添付した契約書を作成して行わなければならない。ただし、条件付の工事を除くほか、軽微なものについては、設計図書を添付した請書でこれに代えることができる。

第７章　工事の変更

（工事の変更）

第１７条　第３条、第４条及び第１３条から前条までの規定は、工事の変更について準用する。この場合において、第３条中「工事執行伺（様式第１号）」とあるのは、「工事変更執行伺（様式第７号）」と読み替えるものとする。

第８章　工事の執行

（工事の着手）

第１８条　課長は、工事請負契約締結の日から１４日以内に、受注者をして工事に着手させなければならない。ただし、天候その他正当な理由によるときは、この限りでない。

２　課長は、受注者が工事に着手したときは、直ちに着工届（様式第８号）を提出させなければならない。

（工事の施工基準）

第１９条　課長は、工事を設計図書に基づいて施工させなければならない。

２　設計図書に明示されていない事項があるとき又は設計図書に疑義があるときは、管理者は、受注者と協議して定めなければならない。

（工事工程表の提出）

第２０条　課長は、当該工事の工程表を着工日までに、受注者をして提出させなければならない。

２　課長は、必要と認めるときは、受注者から工事費内訳明細書を徴取することができる。

３　課長は、前２項の規定により提出された工事工程表又は工事費内訳明細書を不適当と認めるときは、受注者と協議の上変更させることができ

る。

（下請の制限）

第２１条　課長は、受注者がその工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、受注者をして請負工事一部下請届（様式第９号）を提出させなければならない。

２　課長は、前項の第三者について著しく不適当と認められるものがあるときは、これを変更させなければならない。

（工事の監督）

第２２条　監督員は、課長が当該所属の職員のうちから指定するものとする。

２　監督員は、設計図書に定められた事項の範囲内において次の職務を行う。

(1)　工事現場を常に巡視して、工事が設計図書に基づいて施工されるよう監督すること。

(2)　施工に立ち会い、必要に応じて受注者に指示を与えること。

(3)　施工上必要があるときは、設計図書に基づいて細部設計図若しくは原寸図を作成して受注者に指示し、又は受注者の作成する細部設計図若しくは原寸図を検討すること。

(4)　工事材料の承認、検査及び確認をすること。

(5)　その他工事の施工上必要と認められる事項

３　監督員は、前項各号に掲げる職務を行うに当たり、重要な事項については課長に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

（施工監理業者への委託）

第２３条　管理者は、工事の内容により必要と認めるときは、施工監理業者に対し、監督員の補助業務を委託することができる。

２　前項の規定による委託を行ったときは、課長は、その旨を受注者に通知しなければならない。

３　施工監理業者への委託方法については、別に管理者が定めるものとする。

（受注者の現場整理）

第２４条　課長は、受注者又はその代理人（以下「現場代理人」という。）をして工事の施工中現場に常駐させ、監督員又は前条の施工監理業者の監督又は指示に従わせ、工事現場の取締り及び施工に関する一切の管理をさせなければならない。

２　前項の規定により現場代理人を決定したとき又は変更したときは、課長は、現場代理人等届（様式第１０号）により、直ちにこれを届け出させなければならない。

３　課長は、前項の現場代理人を不適当と認めたときは、これを変更させなければならない。

（主任技術者等の設置）

第２５条　課長は、受注者をして、工事の施工について技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者及び専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めさせなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、主任技術者、監理技術者及び専門技術者について準用する。

（材料の承認及び検査）

第２６条　課長は、受注者が使用する工事材料について、使用前に材料承認申請書（様式第１１号）を提出させて検査し、又は監督員をして検査させなければならない。

２　課長は、前項の検査について必要と認めるときは、材料検査結果報告書（様式第１２号）により監督員をして検査結果を報告させるものとする。

３　検査の結果、不合格と決定した工事材料は、遅滞なく引き取らせなけ

ればならない。

（材料の調合等）

第２７条　課長は、工事材料のうち調合を要するもの又は地下に埋設する工事その他完成後明視することができない工事については、監督員立会いの上施工させなければならない。ただし、見本又は写真記録等によってこれに代えることができる場合は、この限りでない。

（支給材料）

第２８条　課長は、工事の施工に当たり組合が材料を支給し、又は機具を貸与する場合は、その材料又は機具の品名、数量、品質及び規格若しくは性能は設計図書で定め、引渡しの場所及び引渡しの時期は、受注者と協議して定めるものとする。

２　材料又は機具の引渡しには、受注者又は現場代理人を立ち会わせなければならない。

３　課長は、材料又は機具の引渡しを行ったときは、直ちに受注者から受領書又は借用書を徴収しなければならない。

（図面と工事現場の状態の不一致）

第２９条　課長は、工事の施工に当たり、設計図書と工事現場の状態が一致しないとき又は地盤等について予期することのできない状態が発見されたときは、受注者をしてその旨を届け出させなければならない。

２　課長は、前項の規定による届出があつたときは、直ちにこれを調査し、又は監督員をして調査させた上、受注者に適切な指示を与えなければならない。

（工事の変更及び中止）

第３０条　管理者は、工事の施工中必要があるときは、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し、若しくは工事を打ち切ることができる。

２　前項の場合においては、受注者と協議の上書面でその旨を定めなければならない。

（工期の延長）

第３１条　管理者は、受注者が、天候の不良その他の理由により工期内に工事を完成することができず、工事の延長を求めた場合は、これに応ずることができる。

２　前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰すべきときは、課長は、受注者に履行遅延の損害金請求の手続をとらなければならない。

３　第１項の場合において、課長は、受注者をして期限内に工期延長申請書（様式第１３号）を提出させなければならない。

（臨機の処置）

第３２条　課長は、工事目的物の引渡し前に、災害等により当該目的物が損害を被るおそれがあると認めるときは、受注者をして損害を防止するために必要な処置をとらせなければならない。

（工事の完成）

第３３条　課長は、工事が完成したときは、受注者をして速やかに完成届（様式第１４号）を提出させなければならない。

（工事の検査）

第３４条　課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、川島桶川資源循環組合工事等検査規則（令和７年川島桶川資源循環組合規則第２５号）に基づき工事検査を受けさせなければならない。

(1)　前条の規定により、受注者から完成届を提出されたとき。

(2)　第３６条の規定により部分使用しようとするとき。

(3)　第３７条の規定により部分払しようとするとき。

(4)　天災等不可抗力による損害の発生その他の理由により、工事の既済部分を確認する必要が生じたとき。

２　監督員は、前項の検査に立ち会い、必要な書類を提出して当該検査に協力しなければならない。

３　課長は、第１項第１号の事由に基づく検査に合格しない工事について

は、工事手直し指示書により期間を定めて修補又は改造をさせ、再検査を受けさせなければならない。ただし、軽微なものについては、工事手直し指示書の発行を省略することができる。

（引渡し）

第３５条　管理者は、前条第１項第１号の事由に基づく検査に合格したときは、直ちに完成検査済証明書（様式第１５号）を発行してその引渡しを受けるものとする。

２　前項の引渡しを受けるときは、受注者をして工事目的物引渡書（様式第１６号）を提出させなければならない。

（部分使用）

第３６条　管理者は、工事の一部が完成したものについてその部分の検査を行い、検査に合格したときは、受注者の同意を得た上でその一部又は全部を使用することができる。

（部分払）

第３７条　部分払をすることができる工事は、請負代金額が２，０００万円以上のものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２　部分払の特約は、契約書を作成して行わなければならない。

３　部分払をしようとするときは、あらかじめ受注者をして出来形調書を提出させなければならない。

４　管理者は、出来形調書及び第３４条に基づく検査により既済部分の確認されたものにつき部分払をする額を算定し、受注者に通知するものとする。

（契約の解除による残存物件の処分）

第３８条　課長は、契約を解除したときは、期間を指定して工事現場の残存物件を受注者に引き取らせる等の方法により原状に復させなければならない。

（書類の整備）

第３９条　監督員は、次に掲げる書類を整備しておかなければならない。

(1) 設計図書

(2) 着工届

(3) 工事工程表

(4) 請負工事一部下請届

(5) 現場代理人等届

(6) 材料承認申請書

(7) 材料検査結果報告書

(8) 工事写真記録

(9) 完成届

(10) 完成図

(11) 工事手直し指示書の控

(12) 完成検査済証明書の控

(13) その他必要な資料

第９章　補則

（適用除外）

第４０条　第４条の規定は、請負代金額又は請負見込額が川島桶川資源循環組合契約規則第１３条第１号に定める金額以下の工事については、これを適用しない。

２　第１８条第２項、第２１条、第２４条第２項及び第３項並びに第２５条の規定は、工事のうち請負代金額１０万円以下のもの及び施設又は設備の修繕で請負代金額３０万円以下のものについては、これを適用しない。

（委託業務への準用）

第４１条　第３条から第１３条まで及び第１６条から前条までの規定（その他役務の提供等の業務にあっては、第３条から第１７条まで、第３０

条、第３７条及び前条）は、組合が請負契約又は準委任契約として発注する委託業務について準用する。この場合において、「工事」とあるのは「委託業務」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１８条第２項	着工届	着手届
第２１条第１項	請負工事一部下請届	委託業務下請承認願
第２８条	材料	委託業務に必要な資料
第３１条第３項	工事延長申請書	履行期間延長申請書
第３３条	完成届	完了届
第３５条第１項	完成検査済証明書	完了検査済証明書
第３５条第２項	工事目的物引渡書	成果品引渡書
第４０条第１項	第１３条第１号	第１３条第６号

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第１号(第３条関係)

工　事　執　行　伺

(委託業務執行伺)

<table>
<tr><td>工　事　名
(委 託 業 務 名)</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="12">次のとおり工事(委託業務)の執行をしてよいか伺います。</td></tr>
<tr><td>起案　・　・</td><td>決裁　・　・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施行
予定　・　・</td><td>施行　・　・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　議</td><td>課

㊞　電話　　　番</td><td>公　開
審 査 員</td><td>文　書
主　任</td><td>総務課長</td></tr>
<tr><td>工　事　場　所
(業務対象場所)</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>工　期
(履　行　期　間)</td><td colspan="9">年　月　日　～　　年　月　日</td><td colspan="2">1　単独事業
2　補助事業</td></tr>
<tr><td>設　計　金　額</td><td>円</td><td rowspan="2">契約
方式</td><td rowspan="2" colspan="9">1　一般競争入札　2　指名競争入札
3　随意契約　自治令第167条の2第1項第　号による</td></tr>
<tr><td>請 負 対 象 額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>支　給　材　料</td><td>有　　無</td><td>指名委員会に諮問</td><td colspan="9">する　　しない</td></tr>
<tr><td>前　金　払</td><td>有　　無</td><td>中間前金払</td><td>有　　無</td><td>部分払</td><td colspan="7">有(　　回)　無</td></tr>
<tr><td>予　算</td><td>年度　一　般　会計</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td>公開・非公開の区分</td><td>2・3の根拠規定</td><td colspan="10">非公開の部分・理由</td></tr>
<tr><td>1　公　開
2　部 分 公 開
3　非　公　開</td><td>公開条例第7条第　　号に該当</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="11">工事(委託業務)執行理由</td><td>フォルダー名</td></tr>
<tr><td colspan="11"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="11"></td><td>保　存　年　限</td></tr>
<tr><td colspan="11"></td><td rowspan="3">11年以上　10年
5年　　　3年
1年　随時廃棄</td></tr>
<tr><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="11"></td></tr>
</table>

下記業者を指名業者として推薦・選定してよいかあわせて伺います。			
業　　者　　名	代　表　者　名　簿	登録種別	備　　考

様式第２号(第４条関係)

執　行　通　知　書

別紙(決裁文書の写し、設計図書)のとおり工事を執行することになりましたので、入
(委託業務)
札等契約の手続を進められたく通知します。

工事名
（委託業務名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

課長

(総務課長)
様

様式第３号（第５条関係）

（第　　回目）

入　　札　　書

工　　事　　名
（委託業務名）

工　事　場　所
（業務対象場所）

入　札　金　額

	十 億			百 万			千			円

入札保証金　　　免　除

川島桶川資源循環組合競争入札参加者心得、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款（川島桶川資源循環組合業務委託契約約款・川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款）及び設計図書（仕様書）に従い、現場等も熟知しましたから入札いたします。

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

上記代理人　　　　　　　　　　印

様式第４号(第７条関係)

入札・随契　結果表

執行日　　　　年　　月　　日

報告					

執行者	㊞	結果	1 落札　2 入札不調(随意契約) 3 随意契約
			落札業者(見積業者)	
			金額	円

工事名(委託業務名)			
工事場所(業務対象場所)			
設計金額	円	予定価格	円
工事(委託)価格		入札書比較価格	
契約予定日			

指名業者	第１回	第２回	入札不調のときの見積金額	備考

様式第５号(第７条関係)

入札・随契　結果通知書

執行日　　　　年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">課長
次のとおり通知します。
年　　月　　日　　　　　　　　　　　　総務課長　㊞</td><td rowspan="3">結果</td><td colspan="2">1　落札　　2　入札不調(随意契約)
3　随意契約</td></tr>
<tr><td>落札業者
(見積業者)</td><td></td></tr>
<tr><td>金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>工事名
(委託業務名)</td><td></td><td colspan="2">契約予定日</td><td></td></tr>
<tr><td>工事場所
(業務対象場所)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

指名業者	第1回	第2回	入札不調のときの見積金額	備考

総務課長→課長

様式第６号(第９条関係)

指　名　業　者　選　定　伺

課

						起案者	起案年月日　・　・ 決裁年月日　・　・

下記工事の（委託業務）　１　指名競争入札　２　随意契約　に係る指名業者を次のとおり決定し、通知してよろしいか伺います。

通知予定日　　・　　・

工　事　名 （委託業務名）			
工事場所 (業務対象場所)			
工　期 （履行期間）	年　月　日から 年　月　日まで	契約締結の条件	１　契約保証金 川島桶川資源循環組合契約規則による。
			２　前　金　払　　無・有 川島桶川資源循環組合公共工事前金払要綱による。
現場説明の日時	年　月　日 午前・後　時　分		３　中間前金払　　無・有 川島桶川資源循環組合公共工事前金払要綱による。
			４　部　分　払　　無・有（　回） 契約時に中間前金払又は部分払のどちらか一方の選択とする。
現場説明の場所			５　契約の保証　契約金額が５００万円以上のとき必要

		指　名　業　者			
入札の（見積合せ）日時	年　月　日 午前・後　時　分	業者名	代表者名	登録種別	備考
入札の（見積合せ）場所					
低入札調査基準価格	無　・　有				
最低制限価格	無　・　有				
入札保証金	無　・　有				
設計金額（税込み） 摘要					

公開・非公開の区分	２・３の根拠規定	非　公　開　の　部　分　・　理　由
１　公　開 ２　部分公開 ３　非公開	公開条例第７条第　号に該当	理由

様式第７号(第１７条関係)

工　事　変　更　執　行　伺
(委託業務変更執行伺)

工　事　名 (委託業務名)	
次のとおり工事(委託業務)の変更について執行手続を開始してよいか伺います。 〔変更事項〕　1　設計内容　2　設計金額　3　工期(履行期間)	

起案　・　・	決裁　・　・							
施行予定　・　・	施行　・　・							

合　議	課 ㊞　電話　番	公開審査員	文書主任	総務課長

工事場所 (業務対象場所)	

当初	設計金額(a)	円	変更後	設計金額(a´)	円
		請負代金額(b´) (a´×中間前払金額			変更請負代金額(b´－b)　増減
	工期 (履行期間)	自 至		変更前払金額・変更中間前払金額	増　前払金　円 減　中間前払金　円 変更なし
	契約年月日			工期 (履行期間)	自 至
	受注者		予算	年度 一般	款 / 項
	保証人			目 / 節	円

公開・非公開の区分	2・3の根拠規定	非公開の部分・理由
1　公開 2　部分公開 3　非公開	公開条例第7条第　　号に該当	

変更理由等	フォルダー名
	保存年限
	11年以上　10年 5年　3年 1年　随時廃棄

様式第８号(第１８条関係)

受理年月日　　・　　・

				工事(委託業務)主管課
				工事(委託)番号

着　　工　　届

(着　手　届)

年　月　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　㊞

下記工事(委託業務)に着工(着手)したので、お届けします。

記

工事名 (委託業務名)	
工事場所 (業務対象場所)	
請負代金額	金　　　　　　　　円
工期 (履行期間)	年　月　日から　　年　月　日まで
着工年月日 (着手年月日)	年　月　日

様式第９号(第２１条関係)

受理年月日　　・　　・

				工事(委託業務)主管課
				工事(委託)番号

請　負　工　事　一　部　下　請　届
(委託業務下請承認願)

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　　　　印

下記工事(委託業務)について、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款第7条の2の請求(川島桶川資源循環組合業務委託契約約款第4条、川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款第7条)に基づき、現場担当責任者の経歴書を添えてお届けします。

記

工　事　名
(委託業務名)

工　事　場　所
(業務対象場所)

請負代金額　金　　　　　　　　　円

工　　期
(履行期間)　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

下請負に関する事項

下請種別	商号又は名称 / 代表者氏名	所在地 / 電話番号	建設業の許可業種 ※工事のみ	現場担当責任者氏名	下請代金額(円)

添付書類　経歴書(別紙)

別紙

経　　歴　　書

<table>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日(　　歳)</td></tr>
<tr><td>最終学歴</td><td colspan="2"></td><td>専攻学科</td><td></td></tr>
<tr><td>資　　格</td><td colspan="2"></td><td>資格番号</td><td></td></tr>
<tr><td>資　　格</td><td colspan="2"></td><td>資格番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">工事(委託業務)歴</td><td>工事(委託業務)名</td><td>請負代金額(円)</td><td>工期(履行期間)</td><td>職　　責</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">現在専任で担当している公共工事(委託業務)</td><td>工事(委託業務)名</td><td>請負代金額(円)</td><td>工期(履行期間)</td><td>職　　責</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　　名　　　　　　　　　㊞

(注)　主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格者証の写し(監理技術者資格者証にあっては、表裏の写し)を添付すること。

様式第１０号(第２４条関係)

受理年月日　　・　　・

				工事(委託業務)主管課
				工事(委託)番号

現　場　代　理　人　等　届

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　　印

下記工事(委託業務)の現場代理人等を定めたので、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款第１０条第１項(川島桶川資源循環組合業務委託契約約款第６条第１項・川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款第１０条第１項及び第１１条第１項)の規定により、経歴書を添えてお届けします。

記

工事名 (委託業務名)			
工事場所 (業務対象場所)			
工期 (履行期間)	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
請負代金額	金　　　　　　　　円		
現場代理人 (現場責任者) (管理技術者)			
主任技術者 (技術管理者) (照査技術者)			
監理技術者 ※工事のみ		監理技術者 資格者証 交付番号	第　　　　号
専門技術者 ※工事のみ			
監督員記載欄			

添付書類　経歴書(別紙)

別紙

経　　歴　　書

<table>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日(　　歳)</td></tr>
<tr><td>最終学歴</td><td colspan="2"></td><td>専攻学科</td><td></td></tr>
<tr><td>資　　格</td><td colspan="2"></td><td>資格番号</td><td></td></tr>
<tr><td>資　　格</td><td colspan="2"></td><td>資格番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">工事(委託業務)歴</td><td>工事(委託業務)名</td><td>請負代金額(円)</td><td>工期(履行期間)</td><td>職　　責</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">現在専任で担当している公共工事(委託業務)</td><td>工事(委託業務)名</td><td>請負代金額(円)</td><td>工期(履行期間)</td><td>職　　責</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名　　　　　　　　　印

(注)　主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格者証の写し(監理技術者資格者証にあっては、表裏の写し)を添付すること。

様式第１１号(第２６条関係)

受理年月日　　・　　・

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(工事主管課)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(工 事 番 号)</td></tr>
</table>

材　料　承　認　申　請　書

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　　　印

下記工事に次の材料を使用したいので、関係資料を添えて承認申請いたします。

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">材　料　名</td><td rowspan="2">規格・形状</td><td rowspan="2">数量</td><td rowspan="2">単位</td><td colspan="2">決　定　区　分</td><td>検査場所</td></tr>
<tr><td>1　承認
2　不承認</td><td>実地検査・
報　　告</td><td>1　現　場
2　工　場</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1　2</td><td>要　否</td><td>1　2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1　2</td><td>要　否</td><td>1　2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1　2</td><td>要　否</td><td>1　2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1　2</td><td>要　否</td><td>1　2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1　2</td><td>要　否</td><td>1　2</td></tr>
<tr><td colspan="7">(検査場所等)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">上記決定区分のとおりとしてよろしいか伺います。

監督員　　　　　　印</td><td>決　定　通　知</td></tr>
<tr><td>年　月　日</td></tr>
</table>

様式第１２号(第２６条関係)

				(工事主管課)
				(工 事 番 号)

材　料　検　査　結　果　報　告　書

年　　月　　日

下記工事の使用材料についての検査結果を報告します。

監督員　　　　　　　　印

記

工　事　名			
工 事 場 所			
検 査 場 所			
検査年月日	年　　月　　日		
立　会　者			
材　料　名	規　格 ・ 形　状	検　査　数　量	
		合 格 数 量	不合格数量

(検査内容等)

様式第１３号（第３１条関係）

受理年月日　　・　　・

				工事（委託業務）主管課
				工　事（委　託）番　号

工　期　延　長　申　請　書
（履行期間延長申請書）

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合

受注者　　　　　　　　　㊞

下記工事（委託業務）について、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款第２２条第１項（川島桶川資源循環組合業務委託契約約款第１３条第１項・川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款第２３条第１項）の規定により、工期（履行期間）の延長を申請します。

記

工　事　名 （委託業務名）	
工事場所 （業務対象場所）	
請負代金額	
工　　期 （履行期間）	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで
延長の期限	年　　月　　日まで
延長を必要とする理由	

上記について、次のように決定してよろしいか伺います。

１　承認する　　　　　２　承認しない

（決定理由）	監督員 ㊞

様式第１４号(第３３条関係)

受理年月日　　・　　・

				工事(委託業務)主管課
				工事(委託)番号

完　　成　　届
(完　了　届)

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　　　印

下記工事(委託業務)が完成(完了)しましたので、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款第３２条第１項(川島桶川資源循環組合業務委託契約約款第１５条第１項・川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款第３２条第１項)の規定により、お届けします。

記

工事名 (委託業務名)	
工事場所 (業務対象場所)	
請負代金額	
工期 (履行期間)	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで
着工年月日 (着手年月日)	年　　月　　日
完成年月日 (完了年月日)	年　　月　　日

(注)A・B提出

A

様式第１５号(第３５条関係)

完　成　検　査　済　証　明　書

(完了検査済証明書)

上記の工事(委託業務)は、完成検査(完了検査)により合格したことを証明します。

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者　　　　　　　　　印

受注者

様

検査年月日	年　　月　　日
(再　検　査)	年　　月　　日

B

備考　1　様式第14号と合わせて、同じ様式の2枚複写とする。

2　2枚提出させ完成検査済証明書(完了検査済証明書)に押印し、1枚は返却する。

様式第１６号(第３５条関係)

工事目的物引渡書

(成果品引渡書)

年　　月　　日

川島桶川資源循環組合管理者

受注者　　　　　　　　　㊞

下記工事(委託業務)は、川島桶川資源循環組合建設工事請負契約約款第３２条第２項(川島桶川資源循環組合業務委託契約約款第１５条第２項・川島桶川資源循環組合設計業務等委託契約約款第３２条第２項)の検査に合格したので、同条第４項(同条第４項・同条第３項)の規定により、引き渡します。

記

工　事　名 (委託業務名)	
工事場所 (業務対象場所)	
工　期 (履行期間)	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
請負代金額	金　　　　　　円